

令和2年5月27日
学務委員会

本県の緊急事態宣言解除に伴う今後の授業実施方針について

5月14日に本県が緊急事態宣言対象地域の対象から解除され、本県独自の社会経済活動再開に向けた対策ステージも、5月25日には Stage 2 へ緩和されました。今後、さらに2週間程度、新型コロナウイルスの陽性者数等を抑制できれば、6月8日以降は Stage 1 へ緩和される予定です。

一方で、本学で実施している学生の皆様の健康観察の状況を見ると、体調不良と回答する者や症状を記入する者の数が減少傾向にあります。

こうした状況を踏まえ、本学では、今後の授業実施方針について以下のとおり定め、段階的に登校の自粛を緩和していくことといたしました。

ただし、再び新型コロナウイルスの感染者数が増加し、本県の対策ステージが Stage 3 または Stage 4 へと変更された場合は、原則としてこれまでの方針（全ての授業を遠隔授業で実施）に戻すことといたします。

学生・教職員の皆様におかれましては、政府が作成した「新たな生活様式」などを参考としていただき、感染拡大防止に向けた取り組みを継続していただきますようお願いいたします。

記

1 前期科目及び夏期集中科目の実施方針

<基本方針>

- 遠隔授業を継続する。
- ただし、7月以降の演習・実験・実習科目および学外施設での臨床（臨地）実習の実施の可否については6月22日頃に判断する。

(ア) 演習・実験・実習科目（学外実習含む）

- ・遠隔授業にそぐわない科目やどうしても遠隔授業のみでは成績評価ができない演習・実験・実習科目については、各学科内で調整し、同時双方向型の遠隔授業の受講に影響のない範囲で順次登校を認める。
- ・この場合、感染拡大防止対策（下記①②及び参考資料参照）をとり、概ね週2回までの登校を目安とする（遠隔授業受講のための登校は含まない）。
- ・臨床（臨地）実習については、実習施設と十分に調整し、施設と自宅の往復も含めた感染防止対策を徹底したうえで実施する。

<対面授業実施時の感染防止対策>

- ①学内の実習室の使用人数は定員の最大5割に抑え、3密を避ける。
- ②感染リスクの高い手技を伴う実習は代替方法や、映像視聴などの方法で実施する。

(ウ) 学生研究科目

- ・学生研究科目については、「新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた大学等における教育研究活動の実施に際しての留意事項等について(周知)」(※)を参考に、感染拡大防止対策に十分留意して実施する。

※令和2年5月15日付 文部科学省高等教育局高等教育企画課事務連絡

https://www.mext.go.jp/content/20200518-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf

2 後期科目の実施方針

検討中